柴監告示第４号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定により実施した財政援助団体等に対する監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第９項の規定により次のとおり公表する。

令和７年５月２７日

柴田町監査委員　関 場　孝 夫

柴田町監査委員　桜 場　政 行

令和７年度　財政援助団体等に対する監査について

１　監査の種類

財政援助団体等に対する監査（地方自治法第１９９条第７項の規定による監査）

２　監査を実施した監査委員

柴田町監査委員　関場 孝夫

柴田町監査委員　桜場 政行

３　監査の概要

⑴　監査の対象

令和６年度補助金等に関する事務

⑵　実施年月日及び対象課等

実施年月日	監査対象課等	補助等事業名
令和７年５月１６日	まちづくり政策課	柴田町商工会デマンド型乗合タクシー運行事業補助 ほか９事業
	教育総務課	私立幼児教育施設運営費助成金事業　ほか５事業
	子ども家庭課	青少年のための柴田町民会議補助　ほか３事業
	税務課	柴田町納税貯蓄組合連合会補助　ほか２事業
	議会事務局	政務活動費
５月１９日	健康推進課	柴田町食生活改善事業補助　ほか９事業
	スポーツ振興課	柴田町体育協会補助　ほか３事業
	総務課	柴田町婦人防火クラブ連合会助成事業　ほか１事業
	農政課	経営開始資金補助金　ほか２０事業
５月２０日	商工観光課	柴田町シルバー人材センター運営費補助ほか１３事業
	生涯学習課	柴田町子ども会育成会連絡協議会補助　ほか６事業
	福祉課	柴田地区保護司会柴田分会事業補助　ほか８事業

５月２１日	町民環境課	柴田町公衆衛生組合連合会補助　　ほか３事業
	都市建設課	柴田町スクールゾーン内危険ブロック等除却事業補助 ほか２事業
	財政課	

⑶　監査の場所

柴田町監査委員室

⑷　監査の方法

財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、あらかじめ提出を求めた資料及び関係資料に基づき、事務の執行状況等を確認、必要に応じて担当職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

４　監査の結果

適正かつ効率的に執行されていると認められた。